

概要版

# ふじパワフル85計画VI

第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度



支え合い思い合い、安心して暮らし続けられる地域づくり

令和3年3月 富士市

# 1 計画の考え方

## 1) 計画の背景と趣旨

高齢化の進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が表れています。一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、医療的ケアを必要とする重度要介護者の増加、介護する家族の負担増や介護離職の増加、介護職員の人材不足等の問題への対応が課題となっています。

これまで、「地域包括ケアシステム」の構築、強化を進めてきました。団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）が間近なものとなり、さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には、より複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を実施する取組を通じた重層的支援体制の構築が求められます。

本計画は、前計画の『ふじパワフル85計画Ⅴ』で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な実行、改善を進めていくとともに、社会情勢に沿った取組を推進するための計画として策定するものです。

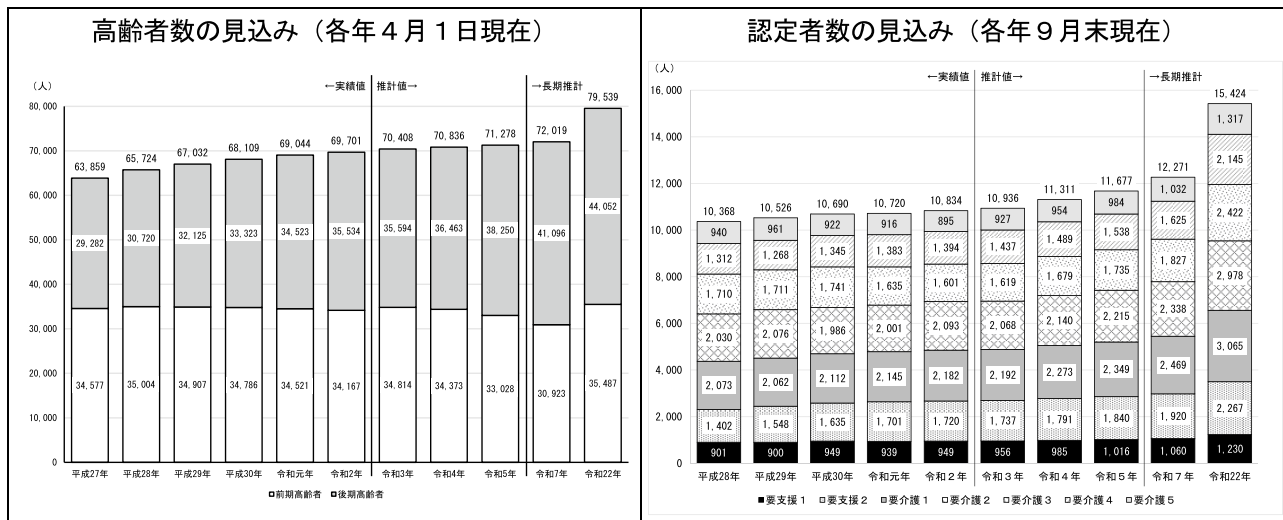
## 2) 計画の基本的な考え方

前計画の『パワフル85計画Ⅴ』では、地域包括ケアシステムの構築を進めていく中期段階として、基礎として作られた部分の発展に取り組んできました。本計画では、その取組をさらに強化・推進し、地域包括ケアシステムの着実な構築を進めていくため、計画の基本理念を「**支え合い思い合い、安心して暮らし続けられる地域づくり**」とし、こころを通じて支え合うことで安心して継続して地域の中で暮らす高齢者像を、引き続き『活力と魅力ある85歳』と定め、「**パワフル85計画Ⅵ**」とします。

# 2 高齢者の現状と将来予測

高齢者人口の内訳を見ると、前期高齢者（65～74歳）は増加傾向が続いていましたが、平成28年（2016年）にピークを迎え、その後は減少傾向に転じています。今後は、令和3年度には一時的に増加するものの、当面は減少傾向が続くことが見込まれます。また、後期高齢者（75歳以上）は年々増加しており、この傾向は令和22年（2040年）まで続くと見込まれています。

要介護認定者数（第2号被保険者を含む）は高齢者数の増加に伴い増加傾向が続くことが想定され、令和5年度には11,677人、さらに令和22年度には15,424人となるが見込まれます。



### 3 第8期計画において配慮すべき記載事項

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度に向けた介護保険制度の実施に向けて、厚生労働省が今期計画に「配慮すべき事項」として以下の項目を示しています。

#### 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- 2025・2040年を見据えた、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等。

#### 2 地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組。

#### 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- 一般介護予防事業の推進に関して、「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施。
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示としての就労的活動等。
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて、計画を策定。
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等。）
- 在宅医療・介護連携の推進における、看取りや認知症への対応強化等の観点。
- 要介護（要支援）者に対するリハビリテーションの目標は、国で示す指標を参考。
- PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備。

#### 4 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すための5つの柱。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等。）
- 教育等、他の分野との連携に関する事項。

#### 5 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性。
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気な高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策。
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性。
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組。

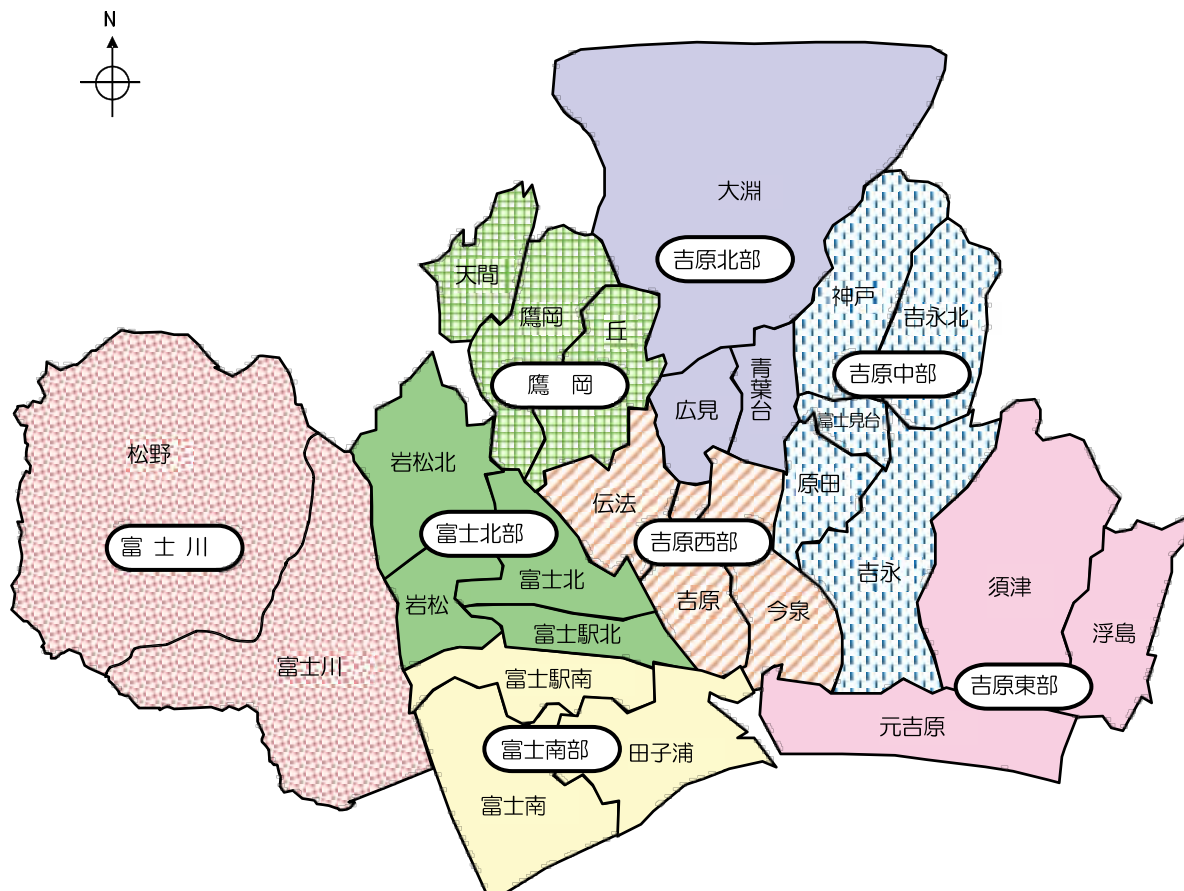
#### 6 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性。

## 4 日常生活圏域と地域包括支援センター

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、医療、介護サービスのみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスや地域の社会資源を活用し、包括的な支援を適切に提供する地域包括ケアシステムを推進します。そのため、本市では学校区及び高齢者人口等を勘案して、8つの日常生活圏域を設定し、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに設置しています。

日常生活圏域と地区



圏域名	地区	名称	住所・電話番号
1 吉原東部	須津、浮島、元吉原	富士市東部地域包括支援センター	増川新町 12-1 39-1300
2 吉原中部	神戸、富士見台、原田、吉永、吉永北	富士市吉原中部地域包括支援センター	比奈 1481-2 39-2700
3 吉原北部	大淵、青葉台、広見	富士市北部地域包括支援センター	一色 218-10 23-0303
4 鷹岡	鷹岡、天間、丘	富士市鷹岡地域包括支援センター	久沢 475-1 30-7062
5 吉原西部	今泉、吉原、伝法	富士市吉原西部地域包括支援センター	国久保 1-11-36 30-8324
6 富士北部	岩松、岩松北、富士駅北、富士北	富士市富士北部地域包括支援センター	本市場新田 24-5 66-0115
7 富士南部	富士駅南、富士南、田子浦	富士市富士南部地域包括支援センター	横割本町 2-17 65-8839
8 富士川	富士川、松野	富士市富士川地域包括支援センター	岩淵 137-1 81-4820
富士市全域		富士市高齢者地域包括支援センター (富士市高齢者支援課)	永田町 1-100 富士市役所 4 階 55-2951

本市では、地域の様々な活動を始め、地域ケア会議や今後推進していく生活支援体制整備事業等はすべて小学校区単位で協議し取り組んでいくこととしており、日常生活圏域に小学校区を活動単位とする小圏域を設定し、相談窓口のない小圏域に高齢者地域支援窓口の増設を図っていきます。

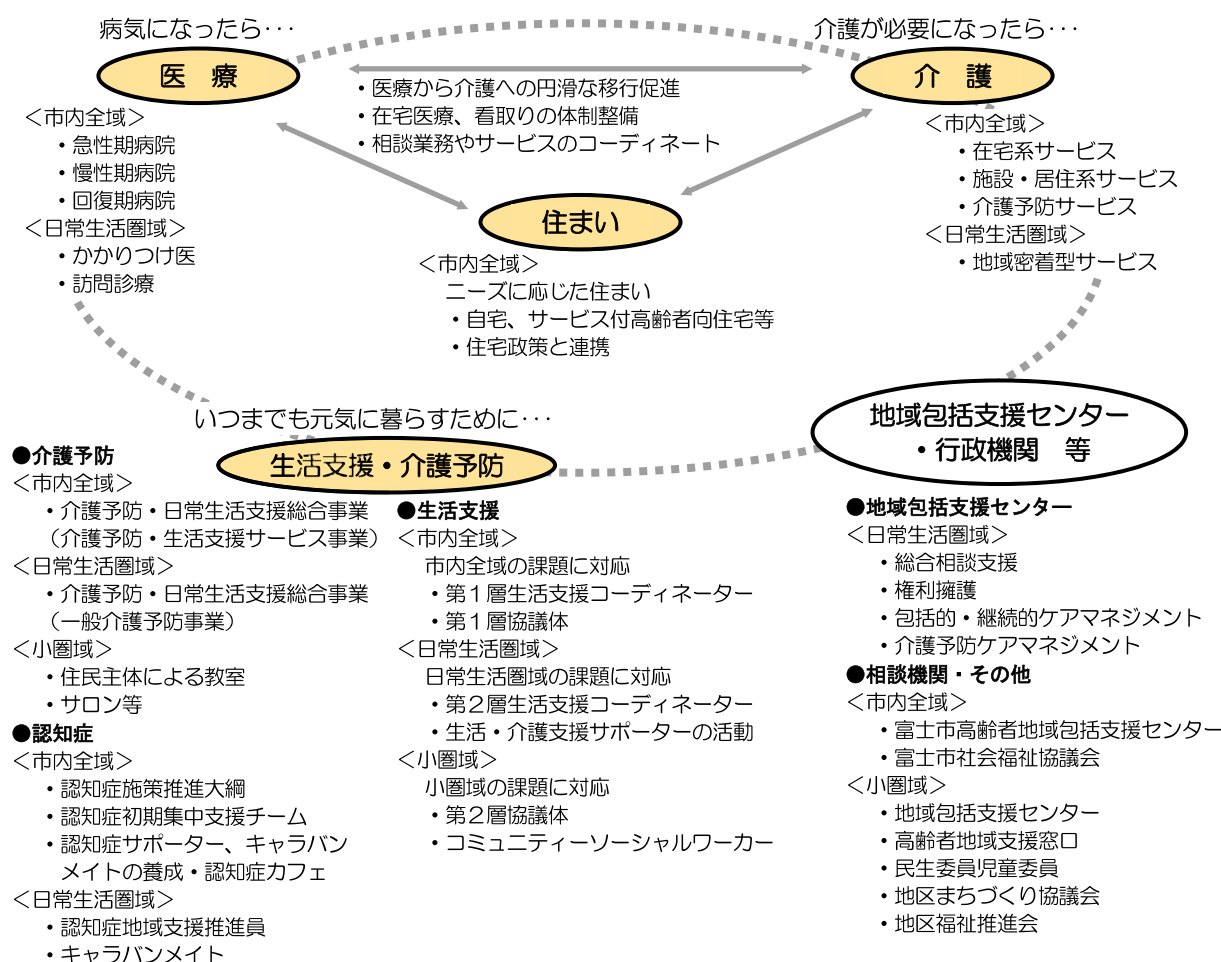
高齢者地域支援窓口一覧

名称	担当地区	所在地	電話番号
在宅介護支援センター 岩本園	岩松・岩松北	岩本 133-1	61-2211
在宅介護支援センターかじま	富士駅南	水戸島本町 7-8	65-1165
在宅介護支援センターききょう	富士南	五貫島 175	65-2000
ヒューマンライフ富士在宅介護支援センター	大淵	大淵 3901-1	36-2666
鑑石園高齢者地域支援窓口	青葉台・原田	原田 1350-16	52-0085
ヴィラージュ富士高齢者地域支援窓口	丘	厚原 359-8	73-1188
アルクそてつ高齢者地域支援窓口	田子浦	鮫島 348-4	66-1153
わだの里高齢者地域支援窓口	今泉	今泉 1-11-7	53-9916
在宅介護支援センターはまかぜ	元吉原	大野新田 744-12	31-1030
在宅介護支援センターシャローム富士川	松野	北松野 1071	67-3501

## 5 富士市の地域包括ケアシステム

日常生活圏域や地域包括支援センターを現状通り維持・継続するとともに、地域の様々な活動をはじめ、地域ケア会議や生活支援体制整備事業等は日常生活圏域の中に小学校区を単位とする小圏域を設け、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

富士市の地域包括ケアシステム イメージ図



## 6 基本目標と具体的な施策

地域包括ケアシステム推進のため、6つの基本目標のもと、様々な施策を進めていきます。

基本目標	基本施策	施策の内容	具体的な施策
1 生きがいづくりと介護予防の推進	<b>重点的な取組</b> 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、介護予防や要介護状態の軽減、悪化防止等に取り組みます。	①介護予防・重度化防止 ②介護予防・生活支援サービス事業を通じた自立支援
	生涯にわたる心身の健康づくり	若年期からの健康意識の向上に向けた啓発活動、高齢者の医療・保健両面の意識の向上、地域での健康づくり活動、地域における健康推進員や食生活推進員等の育成、活動支援に取り組みます。	①健康に対する意識の啓発 ②地域ぐるみの健康づくり活動の推進
	生きがいづくり	各種学習や活動、就労に関する情報や機会の提供、高齢者と児童・生徒との世代間交流を推進するとともに、高齢者が地域の一員としてともに支え合う意識を醸成するための市民への福祉教育の充実等に努めます。	①生涯学習支援 ②世代間交流の推進 ③思いやりの心の醸成
	地域力の活用と育成	地域で高齢者を支援する地区福祉推進会や地域で活動する各種団体の活動支援、高齢者の経験を活かせるボランティア活動の機会の提供、セカンドライフの過ごし方や活かし方の支援を行うとともに、高齢者が活躍できる場の提供に努めます。	①地域の活動団体の育成・支援 ②各種団体活動への支援 ③ボランティアの育成・支援 ④地域の社会資源としての人材活用
2 医療と介護の連携	<b>重点的な取組</b> 医療・介護の提供体制の整備	在宅医療と介護の連携を推進するとともに、リハビリテーション専門職やその他各専門職との連携を推進します。	①在宅医療と介護の連携 ②リハビリテーションサービスの提供体制の構築
	<b>重点的な取組</b> 認知症施策の推進	「認知症サポーター」の養成を推進するとともに、地域ぐるみの支援体制づくりに取り組みます。また、認知症の早期診断・早期対応の体制づくり、地域で生活する認知症の人と家族の心身のケアを行います。	①地域見守り支援体制の推進 ②早期診断・早期対応の取組 ③認知症の人と家族への支援
	保健・医療の充実	保健サービスの提供・利用促進に努めるとともに、市内の医療機関の体制強化、高齢者と医療機関の結びつきの強化を推進します。	①保健サービスの充実 ②地域医療体制の充実
	介護人材の確保及び資質の向上	介護人材の確保、資質の向上に向けて、事業者向けの各研修の継続、職場環境の改善のための取組の検討、介護人材の確保に向けた助成制度の整備を進めていきます。	①研修の充実 ②助成制度の普及・拡大
	介護保険施設の計画的整備	地域密着型サービスを重点的に整備していきます。また、関係機関や地域住民の評価を受け、サービスの質の向上を図ります。	①地域密着型サービスの整備推進 ②サービスの質の向上に向けた取組
3 生活支援サービスの充実	<b>重点的な取組</b> 地域包括支援センターの機能強化	高齢者の自立を支援するための具体的な地域課題やニーズを、行政施策や社会基盤整備につなげていきます。また、適切な人員配置、地域包括支援センター運営協議会の開催、高齢者地域支援窓口の増設を進めていきます。	①地域ケア会議の充実 ②職員の配置 ③地域包括支援センター運営協議会の開催 ④高齢者地域支援窓口の増設
	在宅高齢者への支援	住み慣れた地域で生活が継続できるよう、高齢者の生活支援や家族介護者への支援、高齢者の見守り支援の実施及び協力体制の構築に努めます。	①日常生活支援 ②家族介護者支援 ③高齢者の見守り支援体制の充実
	人権の尊重と支援	虐待防止や権利擁護のための意識啓発や制度の活用促進、事業に必要な人材の確保・育成を図ります。	①高齢者虐待の防止 ②成年後見制度の普及・利用支援、利用促進 ③日常生活自立支援事業

基本目標	基本施策	施策の内容	具体的な施策
4 介護給付の適正化	介護給付適正化計画の推進	介護保険制度を持続可能なものとするため、介護給付適正化の主要5事業を確実に実施します。	①要介護認定の適正化 ②ケアマネジメントの適正化 ③介護報酬請求の適正化
	介護保険サービスの環境整備	介護保険事業者のケアの質の向上のため、講習や実地での指導、是正改善指導を行う監査等を実施します。また、介護サービス相談員の派遣先の拡大、介護サービスの相談・苦情対応体制を整備していきます。	①指導監督に関する取組 ②ケアの質の向上に向けた取組への支援
	情報提供の充実	パンフレットや広報紙等を活用し、介護保険制度や福祉施策の理解促進に努めます。また、利用者が介護サービスを選択できるような情報の公開に努めます。	①市民への情報提供 ②介護サービス情報の公表
5 暮らしやすいまちづくり	住居・生活環境の整備	高齢者が安全・安心に暮らせるよう、住環境の整備・支援を進めます。また、高齢者の外出支援のための交通体系の確立、移送支援の充実、道路、公園等のバリアフリー化を推進します。	①高齢者が安心して生活できる住居の整備 ②高齢者等が外出しやすい環境の整備
	安心して暮らせる環境の整備	防災・防火対策の推進、防犯や交通安全に向けた啓発・教育活動を推進します。	①防災・防火対策の推進 ②防犯対策の推進 ③交通安全対策の推進 ④緊急時における連携体制の強化
	<b>重点的な取組</b> 緊急事態時の対応体制の整備	感染症の大規模流行や大規模災害等の緊急事態に対応できるよう、介護事業所等の施設改修や避難確保計画の作成、感染症対策を支援し、行動しながら、絶え間なく整備・改善に向けて取り組めます。	①緊急事態時の対応体制の整備
	地域共生社会の実現に向けた取組	これまでの課題を改善しながら、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」の充実を目指して、関係各課との連携や取組を進めていきます。	
6 地域資源の活性化	生活支援体制整備の推進	多様な日常生活のニーズに対応するために、地域でのきめ細かな支援やお互いに支え合う活動の整備を推進していきます。 また、高齢者のニーズと地域資源のマッチング、新たな資源の創出等に取り組む生活支援コーディネーターと、コーディネーターとともに新たな資源の創出について協議する協議体を設置します。	①住民主体の支え合い活動の仕組みづくり ②住民主体の支え合い活動の推進
	重層的支援に向けた地域住民の体制充実	本人や世帯の属性に関わらず受け止める相談支援や、地域社会からの孤立防止、地域における多世代交流や多様な活躍の機会と役割の創出などの推進に努めていきます。	

## 7 介護保険サービスと地域支援事業

### 1) 介護保険サービス一覧

	介護サービス（介護給付） 要介護 1～5	介護予防サービス（予防給付） 要支援 1・2
居宅サービス	訪問を受けて利用する（訪問サービス）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問介護（ホームヘルプ）</li> <li>●訪問入浴介護</li> <li>●訪問看護</li> <li>●訪問リハビリテーション</li> <li>●居宅療養管理指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防訪問入浴介護</li> <li>●介護予防訪問看護</li> <li>●介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>●介護予防居宅療養管理指導</li> </ul>
	通所して利用する（通所サービス）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通所介護（デイサービス）</li> <li>●通所リハビリテーション（デイケア）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防通所リハビリテーション</li> </ul>
	短期間入所する（短期入所サービス）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>●短期入所療養介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防短期入所生活介護</li> <li>●介護予防短期入所療養介護</li> </ul>
	居宅での暮らしを支える（その他サービス）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉用具貸与</li> <li>●特定福祉用具販売</li> <li>●住宅改修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防福祉用具貸与</li> <li>●特定介護予防福祉用具販売</li> <li>●介護予防住宅改修</li> </ul>
在宅に近い暮らしをする		
<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定施設入居者生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防特定施設入居者生活介護</li> </ul>	
地域密着型サービス	住み慣れた地域で暮らす	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>●夜間対応型訪問介護</li> <li>●認知症対応型通所介護</li> <li>●小規模多機能型居宅介護</li> <li>●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>●地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>●看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>●地域密着型通所介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>●介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>●介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援 1 の人は利用できません）</li> </ul>
施設サービス	施設に入所する	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護老人福祉施設（※入所は原則、要介護 3 以上）</li> <li>●介護老人保健施設</li> <li>●介護医療院</li> <li>●介護療養型医療施設（療養病床等）（※令和 5 年度まで）</li> </ul>	



## 2) 地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう、支援するための事業です。

介護予防・日常生活支援総合事業には、65歳以上のすべての方が利用できる「一般予防事業」と、要支援1・2の認定を受けている方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」があります。

地域支援事業	
介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業
介護予防・生活支援サービス事業 【訪問を受けて利用する】 ●介護予防訪問介護相当サービス ●健康づくりヘルパー ●短期集中型訪問指導 【通所型サービス】 ●介護予防通所介護相当サービス ●健康づくりデイサービス 【介護予防ケアマネジメント】 一般介護予防事業 ●脳の健康教室 ●栄養改善教室 ●地域包括支援センター 介護予防教室 ●ご近所さんの運動教室・料理教室 ●介護予防サポーター養成講座 ●生活・介護支援サポーター養成講座	●地域包括支援センターの運営 ●総合相談支援業務 ●権利擁護業務 ●包括的・継続的ケアマネジメント業務 ●在宅医療・介護連携の推進 ●認知症施策の推進 ●生活支援サービスの基盤整備 任意事業 ●介護給付費適正化事業 ●家族介護支援事業 ●その他の事業

## 3) 介護保険サービスの整備

区分	R2年度末 (見込み)	R5年度末
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	11	11
介護老人保健施設	7	6
介護医療院	0	1
特定施設 (介護付有料老人ホーム等)	8	9

区分	R2年度末 (見込み)	R5年度末
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1	2
認知症対応型通所介護	11	11
小規模多機能型居宅介護	20	20
認知症対応型共同生活介護	30	34
地域密着型特定施設 (29人以下)	3	2
地域密着型介護老人福 祉施設 (29人以下)	8	9
看護小規模多機能型居 宅介護	5	6

## 8 第8期介護保険料について

### 1) 介護保険制度の費用負担構造

介護保険の財源は、保険料と公費で賄われ、それぞれ半分ずつの負担割合となっています。保険料のうち、40～64歳の人（第2号被保険者）が費用全体の27%、65歳以上の人（第1号被保険者）が23%をそれぞれ負担し、社会全体で制度を支える仕組みになっています。

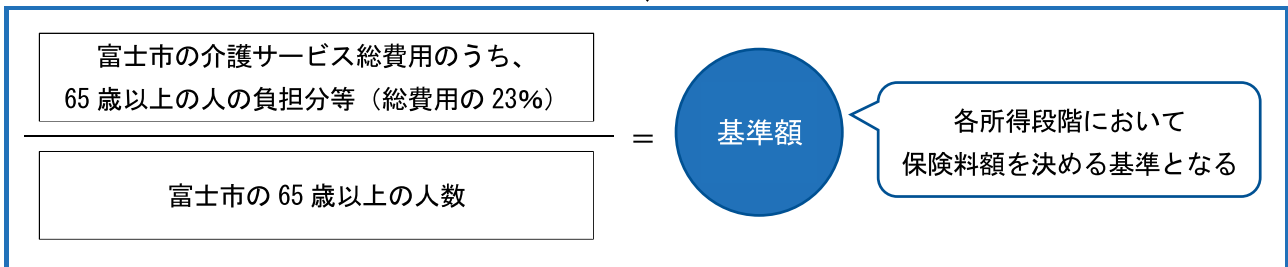
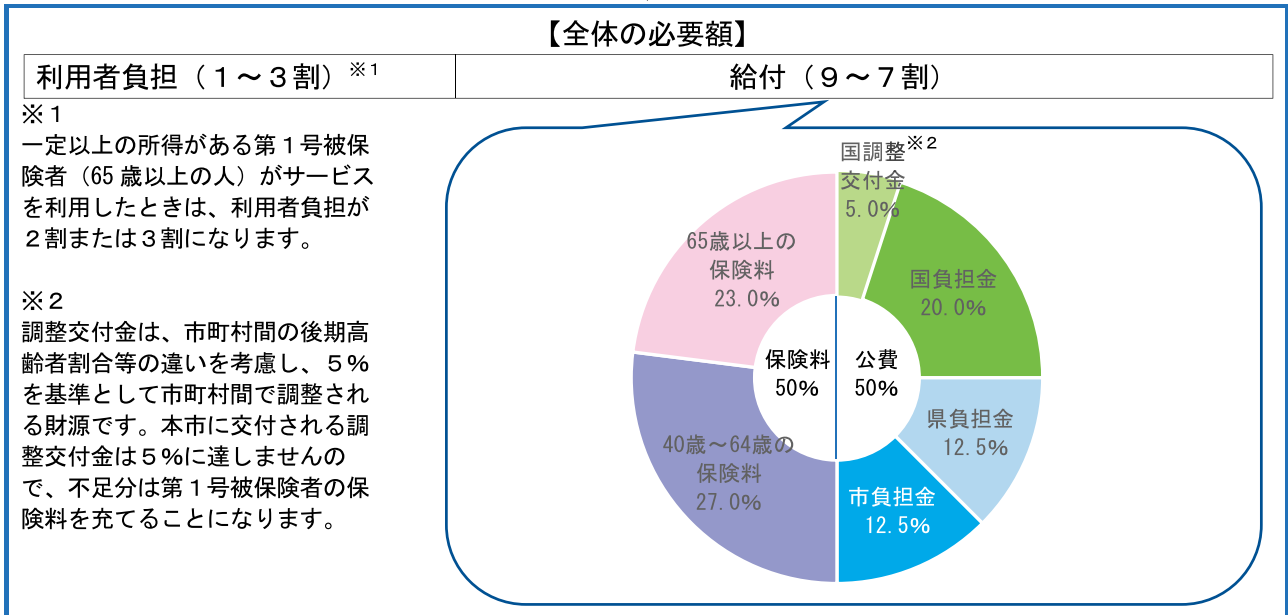
介護保険の 対象者数を推計	第1号被保険者（65歳以上の人）
	第2号被保険者（40～64歳の人）
	要支援・要介護認定者数



施設・居住系サービス利用状況	居宅サービス利用状況
----------------	------------



各サービスの必要量・供給見込み量の設定
---------------------



## 2) 保険料設定の基本的な考え方

介護保険や地域支援事業に要する費用が増加する見込みの中で、より安定的な介護保険制度の運営のためには、被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する必要があります。

### ①本人が市民税課税者層の多段階設定

保険料負担段階の設定については、国は標準9段階に区分しておりますが、保険者の判断により、本人が市民税課税者層の区分を細分化して10段階以上の多段階設定にすることができます。本市は、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな設定とするため第8期保険料においても13段階の設定を継続します。

### ②負担能力に応じた保険料率（基準額×所得段階別の割合）の設定

保険料率の設定については、第7期保険料で設定した保険料率を継続し、本人が市民税非課税者層のうち、保険料段階の第2段階は国が示す保険料率の0.75を0.70に引き下げ、第4段階は国が示す保険料率の0.90を0.85に引き下げ、低所得者の負担軽減を図ります。

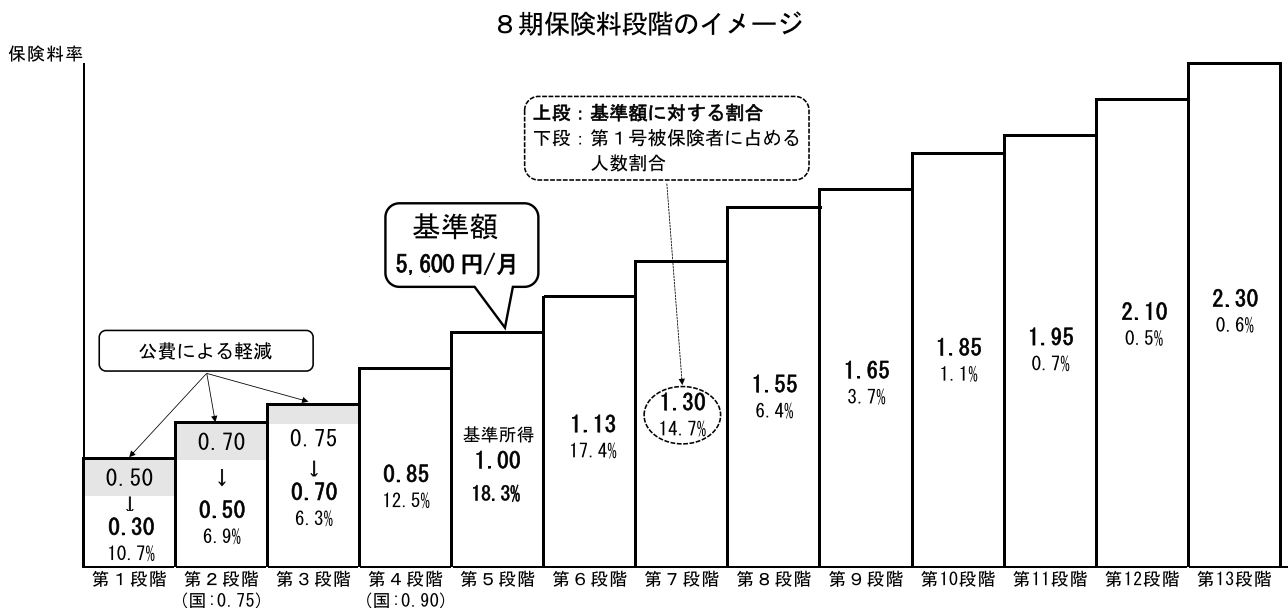
また、保険料段階が第6段階以上の本人が市民税課税者層に対しては、低所得者との負担能力のバランスを考慮した保険料率の設定を継続します。

### ③保険料額の上昇の抑制

介護給付費準備基金を可能な限り取り崩し、介護報酬改定等による保険料額の上昇の抑制に努めます。

### ④公費による保険料軽減の強化

高齢化の進展に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中、介護保険制度を持続可能なものとするためには、低所得者も保険料を負担し続けることを可能にする必要があります。このため、本人が市民税非課税者層のうち、第1～3段階について、令和元年10月の消費税引き上げに伴う負担の軽減強化を継続します。



### 3) 所得段階別介護保険料

所得段階	対象区分		基準額に対する割合	保険料額 (年額)	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者</li> </ul>		0.30	20,160円	
	本人が 市民税 非課税者	世帯員 全員が 市民税 非課税者			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の人
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円超120万円以下の人					
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が120万円超の人					
第2段階		世帯員に 市民税 課税者が いる人	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の人	0.50	33,600円
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円超の人	0.70	47,040円
第4段階	本人が 市民税課税者	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の人	0.85	57,120円	
第5段階 (基準額)		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円超の人	1.00	67,200円	
第6段階		本人の前年の合計所得金額が125万円未満の人	1.13	75,936円	
第7段階		本人の前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	1.30	87,360円	
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.55	104,160円	
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上520万円未満の人	1.65	110,880円	
第10段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上720万円未満の人	1.85	124,320円	
第11段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上1,020万円未満の人	1.95	131,040円	
第12段階	本人の前年の合計所得金額が1,020万円以上1,520万円未満の人	2.10	141,120円		
第13段階	本人の前年の合計所得金額が1,520万円以上の人	2.30	154,560円		

ふじパワフル85計画VI—概要版—（第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）

発行日：令和3年3月

発行者：富士市 保健部 高齢者支援課、介護保険課

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 TEL0545-51-0123（代表）

富士市ウェブサイトにて、本計画の全文をご覧いただけます。

【URL】 <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/>